

# 星槎大学

令和6年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 星槎大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神に基づき、大学の使命・目的を「人と人、そして人と自然が共生する社会の創造に貢献する」として「共生」という理念で結び、これを学則に明示している。学びたい意欲のある全ての人たちに、学修機会と環境を提供するという個人に合った学修形態を選択できる特色を生かした「共生」という考えを掲げ、簡潔に明文化し、学生等に周知している。

大学の使命・目的及び教育目的は、大学ホームページや学生募集要項、個別相談会等で学外へ周知するとともに、学生には学生ハンドブック等で周知し、全教職員に対しては学長から直接説明している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）とカリキュラムの改変を行うなど、社会の変化に応じた取組みを行っている。

#### 「基準2. 学生」について

学部、大学院ともに教育目的を踏まえて学部及び研究科ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、大学ホームページや学生募集要項、学生ハンドブック等で周知している。全教職員に学修の具体的な支援を記した「教員ハンドブック」を配付し、学修支援体制を教職協働で整備、実施している。キャリア支援、教育のための組織として「星槎大学附属総合学修・就職支援センター」（以下「総合支援センター」という。）を設置し、相談支援体制を整えている。

校地・校舎等の施設・設備について通信制大学という特殊性を踏まえつつ、教育目的を達成するために必要な整備を行い、バリアフリー化を図っている。

全科目について授業改善アンケートを実施し、その結果をシラバスに反映できるよう実施周期を工夫している。全学FD研修会でも結果のフィードバックと授業改善の議論が行われ、アンケートの分析結果を学修支援体制の改善に活用している。

#### 〈優れた点〉

○学修支援の一環として、学生向けの「学修指導書」や、配慮が必要な学生への対応を示した「学生支援のためのスクーリングサポートブック（教職員用）」を作成・配付し、学生への教育を、教員が円滑に行える支援体制を構築していることは評価できる。

#### 「基準3. 教育課程」について

教育目的に応じたディプロマ・ポリシーを課程単位で定め、これをもとに単位認定基準や卒業認定基準、年間履修登録単位数の上限、他大学等における履修単位及び入学前の既修得単位の認定単位数の上限についても大学ホームページや学生ハンドブック、教員ハンドブック等に掲載し周知している。

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラム・ポリシーを定め、大学ホームページ、学生ハンドブックに掲載し周知している。カリキュラムマップを作成し、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的な教育課程の編成を行い実施している。学部では「授業改善アンケート」を実施し、ディプロマ・ポリシーの達成度を確認するとともに、その結果を全学FD研修会等で教職員にフィードバックしている。

#### 「基準4. 教員・職員」について

「星槎大学 基本組織規程」において学長の職務を明確に定め、学長を補佐する役割として副学長及び学長補佐を置き、それぞれの役割についても同規程で定めている。大学の使命・目的を達成するため、「星槎大学 事務組織規程」及び「星槎大学 事務分掌規程」を定め事務体制を構築し、適切に職員を配置している。

教育研究に関する重要な事項で、教育学研究科教授会や教育実践研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項を定めておらず、今後、改善が求められる。

大学職員としての育成方針及び星槎グループ職員としての育成方針を定めた上で、研修を実施し、職員の資質・能力向上に努めている。

研究倫理に関しては、研究倫理に関する規則を制定し、研究倫理委員会及び研究倫理審査委員会を設置して厳正に運用し、不正防止に努めている。

#### 「基準5. 経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき、教育基本法、学校教育法や私立学校法などの関連法令を遵守し、適正に運営している。

理事会を定期的開催し、経営の基本方針や将来計画、予算や事業計画、決算・事業の実績、規則の制定・改廃をはじめとする法人の重要事項について審議・決定するとともに、各設置校の運営・経営状況の把握と経営的安定に向けた予算執行状況の把握・指導、財務基盤の安定・強化に向けた指導・助言等を行っている。法人では「学校法人国際学園 中期経営計画」を策定し、財務上の数値目標を掲げて財務運営を行い、安定した財務基盤の確立を目指している。

会計処理については、学校法人会計基準、「学校法人国際学園 経理規程」や「学校法人国際学園 経理規程補足」等に基づき、適正に行われている。

#### 「基準6. 内部質保証」について

内部質保証に関して、中期経営計画のほかIR室規程及び組織体制を整備し、全学的な方針を示している。IR室等が中心となって教育研究活動の点検や見直しを行い、点検・評価の結果を直接大学運営につなげるなど内部質保証のための取り組みと責任体制が確立している。

委員会の活動成果は、「委員会実績報告」にまとめられ、学長が各委員会の PDCA サイクルを点検・評価し、大学運営会議で大学全体の方針を検討している。三つのポリシーを起点とし、外部評価や内部質保証に向けた FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動をもとに、内部質保証のための PDCA サイクルを機能する仕組みを整備している。

アセスメント・ポリシーを制定し、令和 6(2024)年度からアセスメント・プランの指標に基づいて運用・教育改善に取り組んでいる。

#### 〈優れた点〉

○IR 室がその機能を十分に発揮し、教育研究情報や学生支援、社会貢献活動等のデータと分析結果を「ファクトブック」に取りまとめて研修会を実施し、教育研究や学生募集活動などの改善に活用している点は高く評価できる。

総じて、大学は、学長のリーダーシップのもと、建学の精神にのっとり、使命・目的及び教育目的と三つのポリシーを定めて、学びたい意欲のある全ての人に学修機会を提供する通信制大学に対応した学修環境を整備しており、経営・管理においても中期経営計画を支える安定した運営基盤のための財政運営に努めている。自己点検・評価体制を構築し、教育研究の取組みや学生募集活動の改善に努め、教育の質向上に結びつけている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携及び地域社会への貢献」「基準 B.国際協力・国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. インクルーシブな大学教育
2. 多様な教職課程

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価】

基準 1 を満たしている。

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

##### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる」という建学の精神に基づき、大学の使命・目的を「人と人、そして人と自然が共生する社会の創造に貢献する」として「共生」という理念で結び、これを学則に明示している。

学びたい意欲のある全ての人たちに、学修機会と環境を提供するという個々人に合った学修形態を選択できる特色を生かした「共生」という考えを簡潔に明文化し、学生ハンドブックや大学ホームページ等で明示している。

社会の変化に応じた教育目的などの検証と見直しを行ったほか、基幹教員制度の導入など新たな制度方針に柔軟に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神や使命・目的に沿った中長期的な計画を役員、教職員が参画する大学運営会議の審議を経て策定している。

大学の使命・目的及び教育目的は、大学ホームページや学生募集要項、個別相談会等で学外へ周知するとともに、学生には学生ハンドブック等で周知し、全教職員に対しては学長から直接説明している。

複数年かけて三つのポリシーとカリキュラムの改変を行い、社会の変化に応じた取り組みを行っている。

大学の使命・目的達成のために 1 学部 1 学科 5 専攻を、大学院に教育学研究科と教育実践研究科を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

## 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 〈理由〉

学部、大学院ともに教育目的を踏まえて学部及び研究科ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、大学ホームページや学生募集要項、学生ハンドブック等で周知している。アドミッション・ポリシーには建学の精神と教育理念についての記述を含んでいる。

学部の入試では、アドミッション・ポリシーに沿って志望理由書で書類選考を行い、10月入学の枠を設ける等、多様な学生に門戸を開いている。また、アドミッション・オフィサーにより入学者受入れの実施状況の適切性の検証が行われている。大学院では、アドミッション・ポリシーに沿った入学審査を行っている。

学部では、書類選考のみのため作問の必要性はないが、大学院では、星槎大学大学院入試委員会において、一定の基準に基づいて試験問題の作成を行っている。また、入学定員、収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 〈理由〉

全教職員に学修の具体的な支援を記した「教員ハンドブック」を配付し、学修支援体制を教職協働で整備、実施している。マンツーマン指導員を基幹教員が担い、各種相談や指導を行うほか、科目ごとに「学修指導書」を作成し、スクーリングやパソコン操作等の通信制大学ならではの学修スタイルに対応した仕組みを構築している。

TA等の教育活動体制を整備し運用している。オフィスアワーを設け、一斉 E メール等で学生に周知をしている。

多様な、配慮を要する学生への対応については、規則等を整備しているほか、教職員向けの「学生支援のためのスクーリングサポートブック（教職員用）」を作成・配付し、研修会を実施している。

マンツーマン指導員が、休学・中途退学の手続きを進める前に学生の対応を行い、必要に応じてフォローアップを行っている。

### 〈優れた点〉

○学修支援の一環として、学生向けの「学修指導書」や、配慮が必要な学生への対応を示した「学生支援のためのスクーリングサポートブック（教職員用）」を作成・配付し、学

生への教育を、教員が円滑に行える支援体制を構築していることは評価できる。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### 【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

キャリア教育科目としては「キャリアデザイン入門」「キャリアデザイン基礎」「インターンシップ」等の科目を開講している。これらは、在籍学生の半数以上が、有職者あるいは社会人経験者であること等を踏まえた内容となっている。

キャリア支援、教育のための組織として総合支援センターを設置し、相談支援体制を整えている。寄せられた相談に対しては、ウェブ会議システム等を活用し、丁寧かつ具体的な対応を行っている。総合支援センター内の就職支援室には就職支援コンサルタントを置き、「就職支援ガイダンス」を開催しているほか、進路相談等について、マンツーマン指導員や学生ポータルサイトの質問フォームからいつでも対応できる体制をとっている。大学の特徴として、18歳年齢層と社会人学生が混在する中、キャリアプランを踏まえた就職支援を行う体制を構築している。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

学生サービスの組織として総合支援センターが設置され、相談窓口として機能しており、学生ハンドブック等でその周知が図られている。また、「附属総合学修・就職支援センター運営委員会」において、相談内容等を共有し、検証を行っている。

通信制大学であるが、18歳年齢層入学者の増加に伴い、クラブ活動等の課外活動の取組みを支援し、総務部が管轄している。

学生への経済的な支援としては、「星槎大学 学費の減免に関する規程」を設け、特別な事由により学長が認めた者を対象に支援を行う体制を整えている。また、学費の分納制度も設けている。大学院は、教育訓練給付制度の対象校となっているほか、成績優秀者で職場からの推薦がある学生を対象に、入学金を免除する制度を設けている。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用



2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎等の施設・設備については、設置基準上必要とされる要件を満たしており、通信制大学という特殊性を踏まえつつ、教育目的を達成するために必要な整備を行い、バリアフリー化を図っている。耐震化率は 100%となっている。

ICT（情報通信技術）環境は適切に整備されており、ライブ、ハイフレックスによるスクーリングにも対応可能な環境となっている。

通信制大学の特性上、図書館利用者は少ないものの、電子ジャーナルへ切替えを図るほか、宅配便による貸出しを行う等、学生の利便性の向上を図っている。

スクーリングは、教育的効果を意識し、例えば、ウェブ会議システム運用や授業の特性を踏まえて受講者数の上限を設ける等、適切な管理に努めている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

全科目について、継続的に授業改善アンケートを実施し、その結果をシラバスの作成に反映できるよう、実施する周期を工夫している。全学 FD 研修会においてもアンケート結果のフィードバックと授業改善の議論が行われ、アンケートの定量分析結果を学修支援体制の改善に活用している。学生生活に関する現状把握については、入学願書への記載からのくみ上げのほか、個々の学生からの面談時の聞き取りなどで行い、対応をしている。卒業時アンケートの結果をもとに、学修環境を踏まえた授業改善のための研修会や情報機器操作等の説明会を開催している。また、通信制大学として培ったノウハウを生かして学修環境を再構築する等、学修環境の改善に向けて継続的に取り組んでいる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### 【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

教育目的に応じたディプロマ・ポリシーを課程単位で定め、大学ホームページ、学生ハンドブック、教員ハンドブック等に掲載し周知している。

ディプロマ・ポリシーをもとにした単位認定基準や卒業認定基準、年間履修登録単位数の上限、他大学等における履修単位及び入学前の既修得単位の認定単位数の上限を定め、大学ホームページ、学生ハンドブック、教員ハンドブック等により周知している。大学院における学位論文の審査においても、審査の観点を明確に示し、厳格に判定を行っている。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラム・ポリシーを定め、大学ホームページ、学生ハンドブックに掲載し周知している。

カリキュラムマップを作成し、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的な教育課程の編成を行い実施している。履修登録単位数の上限を設け、単位制度の実質化を図っている。

教養科目には、社会人学生が多いことや 18 歳年齢層の入学者が増えていることを踏まえ、幅広い教養を身に付けられるようにさまざまな特徴の科目を配置している。

ウェブ会議システムを活用したアクティブ・ラーニングを実践するなど、授業に工夫を凝らしている。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係をシラバスに示し、単位認定、卒業認定や修了認定を行っている。

学部では「授業改善アンケート」を実施し、ディプロマ・ポリシーの達成度を確認するとともに、その結果を全学 FD 研修会等で教職員にフィードバックしている。教育学研究科修士課程では、「授業評価アンケート」を実施し、その結果を担当教員にフィードバックしている。教育学研究科博士後期課程では、「学生満足度調査」を行い、その結果を教員にフィードバックしている。教育実践研究科専門職学位課程では、「授業アンケート」を実施し、その結果について「自己評価書」にまとめている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するため「星槎大学 基本組織規程」において学長の職務を明確に定め、学長を補佐する役割として副学長及び学長補佐を置き、それぞれの役割についても同規程で定めている。学長が円滑な大学運営を遂行できるように補佐するため企画室を、効率的・効果的な計画立案、戦略策定、評価、意思決定を支援するため IR 室を置いている。

教育に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項について、大学院においては定めていないものの、学部においては定めて意見を聴取している。

大学の使命・目的を達成するため、「星槎大学 事務組織規程」及び「星槎大学 事務分

掌規程」を定め事務体制を構築し、適切に職員を配置している。

〈改善を要する点〉

○教育学研究科教授会及び教育実践研究科教授会において、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項を定めておらず、周知していないことについて改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学部、大学院とも設置基準を満たした教員数を確保して適切に配置している。各教員は自分の専門分野に合った適切な科目を担当し、学生支援や大学運営にも積極的に関わっている。

教員の採用に当たっては、学部・各研究科の教育目的や教育課程における必要性に合わせて募集し、教員選考規程や採用の基本方針に沿って選考している。教員の昇任についても、教員選考規程に定めた資格基準に沿って適切に審査している。

FD 研修については、大学全体での教員の資質向上と組織的な教育の能力向上を目的として、全学 FD 委員会において企画・計画を策定し、各年度共通の取組みと年度ごとのテーマに沿った取組みを行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学職員としての育成方針及び星槎グループ職員としての育成方針を定めた上で、法人主催及び大学としての職員研修を実施し、外部主催の研修も活用しつつ職員の資質・能力向上に努めている。全学 FD 委員会所管の FD・SD 研修会については教職員協働で研修を実施しており、研修後にアンケートを集約して結果を教職員に向けて配信する等、改善に努めている。

#### 4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### 【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

##### 〈理由〉

研究環境に関して、学部では分野を同じくする基幹教員に合同の研究室を設置し、大学院では専任教員に研究室を割当てている。また、大学院生の研究スペースとしてラーニング・コモンズの機能を有するラウンジスペースを設置している。

研究倫理に関しては、研究倫理に関する規則を制定し、研究倫理委員会及び研究倫理審査委員会を設置し厳正に運用している。また、全教員に対して個人研究費配分の際に「研究倫理研修」を行い、研究不正の防止に努めている。

研究活動への資源配分に関しては、「星槎大学 教員の個人研究費について（内規）」に基づき個人研究費を配分し、学内公募による「『共生科学』共同研究助成研究プロジェクト」制度を設けている。また、科学研究費助成事業については教務課と附属研究センター委員が研究計画書にアドバイスを行い、その他外部資金については情報共有を適切に行うことで、その獲得に努めている。

#### 基準 5. 経営・管理と財務

##### 【評価】

基準 5 を満たしている。

#### 5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### 【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

寄附行為に基づき、教育基本法、学校教育法や私立学校法などの関連法令を遵守し適正に運営している。「学校法人国際学園 コンプライアンス行動規範」を定め、法人のコンプライアンスを維持し、経営の規律を保持している。法人として必要な情報については、大学ホームページ等に公開している。理事会を中心とした管理運営体制を構築し、使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。

大学施設においては、節電に努めるとともに LED 化を順次進め、LED 照明器具への更新がほぼ完了している。大学においては、会議資料等含めデータファイル化を進め、ペーパーレスにも取り組んでいる。

ハラスメント防止規程や危機管理規程、危機管理ガイドラインを定め、人権や安全に関する配慮に努めている。学生の安全に配慮し、自然災害発生時には速やかに安否確認ができる体制を整えている。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

寄附行為において、理事会を最終的な意思決定機関として明確に定めるとともに、その責務を規定している。理事は寄附行為に沿って適切に選任され、理事会への出席状況も良好である。

理事会を定期的を開催し、経営の基本方針や将来計画、予算や事業計画、決算・事業の実績、規則の制定・改廃をはじめとする法人の重要事項について審議・決定するとともに、各設置校の運営・経営状況の把握と、経営的安定に向けた予算執行状況の把握・指導、財務基盤の安定・強化に向けた指導・助言等を行っている。

理事会における審議題については、経営会議において事前に検証し、理事会において迅速かつ的確に意思決定ができるように配慮している。

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

理事会は意思決定機関として、法人の業務の決定と理事の職務の執行を監督する役割を担っており、経営会議を毎月開催して、法人と大学とのコミュニケーションと意思疎通の円滑化を図っている。学長が理事に就任しており、理事会において大学の意思を反映する体制となっている。

教員を対象に目標管理制度を導入し、学長等との面談を通じてさまざまな提言や要望をくみ上げている。職員についても事務局長による面談等で意見をくみ上げ大学運営に反映させている。

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェック体制については、評議員会及び監事監査

がその機能を担っている。評議員及び監事は寄附行為に基づき適切に選任され、会議への出席状況も良好である。監事の職務を「学校法人国際学園 監事監査規程」に定めており、適切に職務を遂行している。

#### 5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

##### 【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

##### 〈理由〉

法人では「学校法人国際学園 中期経営計画」を策定し、財務上の数値目標を掲げて財務運営を行い、安定した財務基盤の確立を目指している。

法人の収支バランスに関しては、法人分離により法人全体の収支状況が一時的に悪化したものの、法人分離後の令和 5(2023)年度では改善しており、学生生徒等納付金の改定や履修登録率向上等の取組みを通して安定化を図っている。

また、通信制大学においては私立大学等経常費補助金対象となる学生数は登録料納付者に限られるため、納付手続きの簡便化、適切な定員管理や定員充足率の向上に注力することで、補助金の増加に取り組んでいる。

#### 5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### 【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

##### 〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準、「学校法人国際学園 経理規程」や「学校法人国際学園 経理規程補足」等に基づき、適正に行われている。

会計監査については、公認会計士による会計監査、監事による監査及び内部監査チームによる内部監査の体制が整備され、厳正に実施されている。

また、補正予算を編成し、決算額と予算額が著しくかい離しないよう努めている。

#### 基準 6. 内部質保証

##### 【評価】

基準 6 を満たしている。

## 6-1. 内部質保証の組織体制

### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

内部質保証に関して、中期経営計画のほか IR 室規程及び組織体制を整備し、全学的な方針を示している。

全学自己点検・評価委員会や IR 室が中心となって教育研究活動の点検や見直しを行っており、点検・評価の結果を直接大学運営につなげるなど内部質保証のための取組みと責任体制が確立している。

自己点検・評価活動の成果について、学長を中心とした教職員全体での教育研究活動に活用するなど、大学を巡る動向や社会的要請の変化に対応している。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### 【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

自己点検・評価を実施するため全学自己点検・評価委員会が組織されている。自己点検・評価を3年サイクルで実施し「自己点検・評価書」にまとめ、内部質保証のための自主的な取組みを行っている。

自己点検・評価の内容及び必要な改善内容は、全学協議会で周知し共有を図るとともに、「自己点検・評価書」として大学ホームページに公開している。

自己点検・評価の結果、抽出された課題について、各種委員会が「委員会運営計画」を作成し、改善に取り組んでいる。

委員会の活動成果は、「委員会実績報告」にまとめられ、学長が各委員会の PDCA サイクルを点検・評価し、大学運営会議で大学全体の方針を検討している。

IR 室を設置し、主に教学に関する各種調査の集計や分析、「ファクトブック」の発行を行い、分析結果を教職員と共有している。

#### 〈優れた点〉

○IR 室がその機能を十分に発揮し、教育研究情報や学生支援、社会貢献活動等のデータと分析結果を「ファクトブック」に取りまとめて研修会を実施し、教育研究や学生募集活動などの改善に活用している点は高く評価できる。



### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### 【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

##### 〈理由〉

三つのポリシーを起点とし、外部評価や内部質保証に向けた FD・SD 活動をもとに、内部質保証のための PDCA サイクルを機能させる仕組みを整備している。

アセスメント・ポリシーを制定し、令和 6(2024)年度からアセスメント・プランの指標に基づいて運用・教育改善に取り組んでいる。

中期経営計画や自己点検・評価の結果を踏まえ、令和 6(2024)年度の全学的カリキュラム改訂や三つのポリシーの見直しを行うなど内部質保証の仕組みが機能している。

学部内の複数専攻間の連携を図るため、学部教育連絡会議を設置している。

### 大学独自の基準に対する概評

#### 基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献

##### A-1. 地域との連携・協力に関する方針と方策

###### A-1-① 地域との連携・地域への貢献の意義及び貢献の継続性

###### A-1-② 「共生社会」構築への参加・支援

###### A-1-③ 大学が持っている人的資源の地域社会への提供

##### 【概評】

建学の精神、使命・目的、教育理念に基づく事業として、社会貢献室内に「星槎大学附属エクステンションセンター」（以下「エクステンションセンター」という。）を常設し、社会貢献・地域社会との共生を推進している。

箱根キャンパスがある箱根町、星槎グループ本拠地の大磯町等と包括連携協定を締結し、地域共生社会の実現を目指す取り組みを行っている。例えば箱根町では、箱根フェスティバルの開催や、防災拠点として災害支援に関わっている。また、大磯町では、福祉活動計画策定委員会において助言を行う等、地域の課題に共に取り組んでいる。サテライトカレッジを設置している沖永良部島ではインターンシップやボランティア活動を通してリーダー人材を育成する取り組みを行っている。

エクステンションセンターでは、公開オンライン講座を開催し、大学の人的資源を地域社会に提供している。講座開設に当たっては、例えば大磯町の「高齢者の孤立が進む現状の打破」という要望や、箱根町の「発達障害などのある児童・生徒・成人への対応の在り方」等の要望を踏まえた開設も行っている。

基準B. 国際協力・国際交流

B-1. 国際交流

B-1-① 海外からの学生の受け入れ

B-2. 国際協力・国際交流成果の社会への還元・発信

B-2-① SEISA・ASIA・AFRICA・BRIDGE (SAAB) 知繋プロジェクト

B-2-② 附属国際問題研究所・星槎ジャーナルによる社会への還元 発信

【概評】

「星槎大学附属国際交流センター」を設置し、世界子ども財団、星槎グループとの有機的連携を図り、短期研修や留学生の受入れプログラムを実施している。コロナ禍においても、教員の研究活動を通じた特別セミナーの実施など、研究を通して交流を継続している。

共生社会の実現という理念に基づき、国を超えた大きなテーマでもある国際平和に向けた活動と提案を行っている。具体的には、国際交流フェスティバル「SAAB」を開催し、貧困問題、環境問題等への取組みを発信し、国際交流を拡大している。また、「星槎大学附属国際問題研究所」を設置し、シンポジウム等を通して国際問題に関わる知識や情報等を社会に発信している。ほかにも、ウェブ情報誌として星槎ジャーナルを創設し、国際問題をはじめとする国際的関心事、出来事等を社会に発信している。なお、情報誌の創設には、共生という観点から国際問題等を学生に易しく解説するというねらいもあり、「共生科学国際協力論」の授業で教材として活用し、学生の学びにつなげている。

## 特記事項（自己点検評価書から転載）

### 1. インクルーシブな大学教育

本学は、「誰でも、いつでも、どこでも学べる」を設置趣旨としており、従来、高等教育を受ける機会に恵まれなかった学生に対しても学びの場を提供している。例えば、地理的な環境においては、通学制大学は、都市部に集中しているのに対し、地方部や離島に在住している場合、居住地域を離れなければ大学教育を受けることができなかった。また従来の通信制大学では、実際に会場に赴き、スクーリングを受講しなければならず、交通費、宿泊費、移動時間などコストがかかったが、本学では、Zoom等Web会議システムを利用して、実習科目、実技科目以外の大多数の科目においては、自宅で受講することが可能になっている。学生の居住地域は、時差の問題はあるが、海外に居住しながら、本学の特徴である教員養成課程を受講している学生もおり、ワーキングホリデーや、日本人学校勤務、海外青年ボランティアで活動中の学生もいることも本学の特徴である。こうしたことは電子メールなどのICTの発展により、オンラインレポート提出などが可能になったことで実現した。自宅でスクーリング受講が可能になっていることは、令和2(2020)年からのCOVID-19に対する対応にも生かされた。保育所や学校、福祉施設、医療施設等に勤務している学生らは、自宅で受講をすることによって感染対策を最大限行うことができた。通学制大学においてもリモート講義は広がっていたが、本学においては、コロナ禍前より、WEB会議システムによる講義を行っていたので、混乱なく対応が可能であった。また、視覚障害や聴覚障害などの身体障害や、限局性発達症、自閉スペクトラム症等の発達障害があるとされる学生においても、通信制大学ならではの合理的配慮を行うことができるのが本学の特徴である。ICTの発展により、視覚障害がある学生には、音声読み上げソフトによって点字を用いずにテキストを読むことができたり、レポート作成が可能になっていたり、音声文字字幕ソフトにより聴覚障害がある学生も手話通訳者だけに頼らずにスクーリングを受講できるようになっている。身体が不自由な場合も、自宅で受講できる利点は大きい。これらの支援ツールは、障害がある学生だけではなく、高齢学生においても利点は大きい。以上により、本学では障害の有無にかかわらず、年齢や性別、人種などの違いを乗り越える多様性を受け入れるインクルーシブな大学教育の提供を行っている。今後さらなるICTの発展により、より多様なニーズに応えていくことを使命としている。

### 2. 多様な教職課程

本学では、通信制大学として、社会人を積極的に受け入れていることも特徴であり、通信制大学、唯一の中高保健体育、特別支援学校5領域（視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱）の教職課程を有している。また、全44校の通信制大学で教職課程を設置しているのは、小学校の教職課程は13校、中学校高等学校の英語の教職課程は9校、中学校社会の教職課程は8校である。教員不足が指摘されている中、本学は通信制を活かし、社会人でも教員免許を取得できる可能性を広げており、我が国の学校教育における社会的役割を果たしていると考えられる。令和4(2022)年に廃止された教員免許状更新講習制度であるが、本学では、通信制大学のノウハウを活かして、平成20(2008)年の予備講習から積極的に取り組みを行い、多い年では、年間約13,000人（延べ人数）が学んだ。このように、教員の現職教育にも力を入れることができ、特別支援教育を含め、我が国の教育に対する支援を行う

ことができた。

